

条例検討の背景と策定について

1 障害者権利条約における位置づけ

平成18年 国連において「障害者の権利に関する条約」採択（平成26年1月批准）
⇒手話が言語に含まれること及び意思疎通の手段の選択の確保について明記

平成23年8月 「障害者基本法」一部改正
⇒手話が言語に含まれること及び意思疎通の手段の選択の確保について明記

令和4年5月 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）施行

○障害者の権利に関する条約 ※抜粋

第二条 定義

この条約の適用上、
「意思疎通」とは、言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用しやすい情報通信機器を含む。）をいう。
「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。
（以下略）

第二十一条 表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会

締約国は、障害者が、第二条に定めるあらゆる形態の意思疎通であって自ら選択するものにより、表現及び意見の自由（他の者との平等を基礎として情報及び考えを求め、受け、及び伝える自由を含む。）についての権利を行使することができることを確保するための全ての適当な措置をとる。（以下略）

○ 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号） ※抜粋。 下線は事務局にて付記

※平成 23 年 8 月に「障害者基本法」が一部改正され、手話が言語に含まれること及び意思疎通の手段の選択の確保について明記

（地域社会における共生等）

第三条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化そのあらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

○ 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法

令和 4 年 5 月には、全ての障害者が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加するための施策の推進について定めた「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）が施行されています。

2 自治体における条例の制定

「一般社団法人全日本ろうあ連盟」ホームページより引用

・手話言語条例マップ（令和7年4月22日現在）

⇒<https://www.jfd.or.jp/sgh/joreimap>

・情報・コミュニケーション支援条例マップ（令和7年4月15日現在）

⇒<https://www.jfd.or.jp/sgh/jocomap>

府内自治体における条例制定状況

	手話言語条例	意思疎通支援条例 (情報・コミュニケーション支援条例)
京都府	1	0
市	10	6
町村	3	2
合計	14	8

注)「手話言語条例」及び「意思疎通支援条例」を1つの条例で制定している自治体は条例ごとに計上している。

3 「手話言語条例」及び「意思疎通支援条例」の概要

○「手話言語条例」とは…

「手話は言語である」との認識を位置づけ、手話への理解の促進と普及を目指すもの。

○「意思疎通支援条例」とは…

手話、要約筆記、筆談、代筆・代読、点字、音声、触手話、指文字、絵図、平易な表現など多様な意思疎通（コミュニケーション）手段について、理解の促進と普及を図ることで、全ての障害者が円滑に意思疎通をとれるような環境の整備を目指すもの。

⇒精華町では2つの内容を含めた条例の制定を目指す。